

---

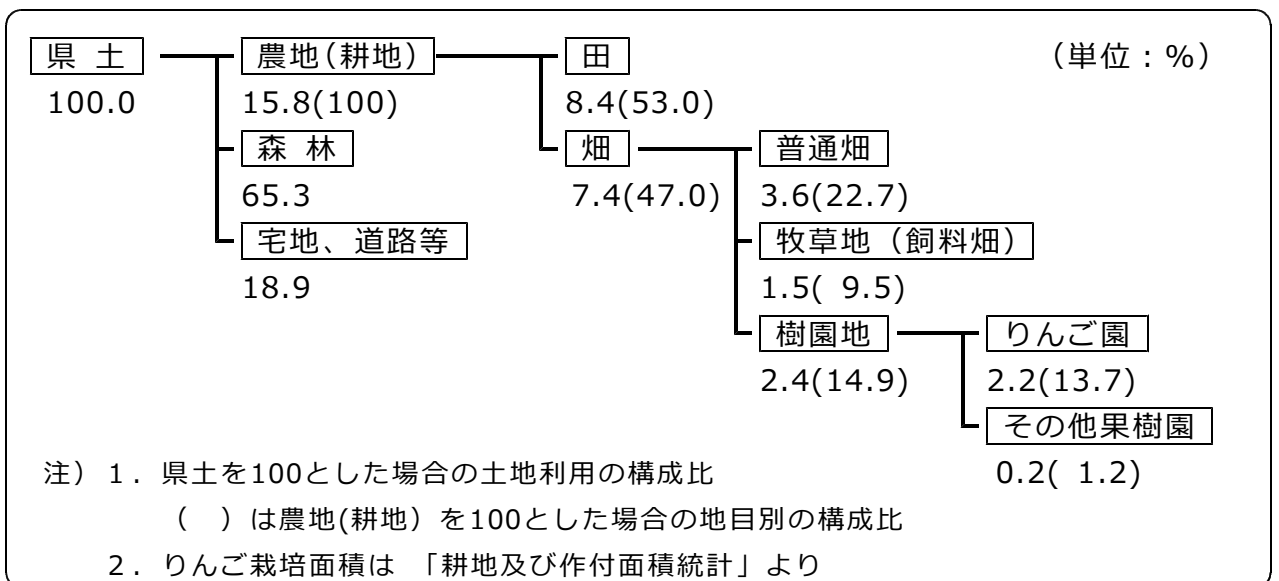
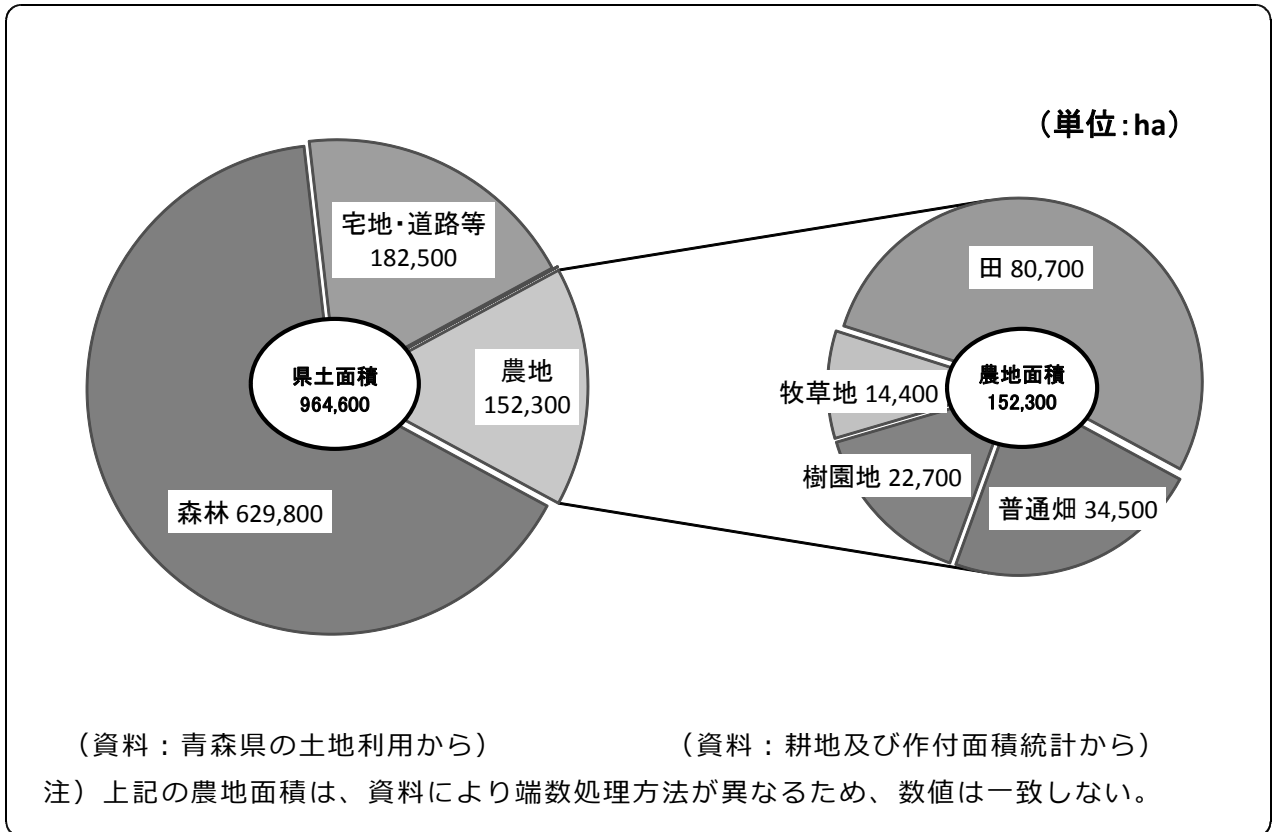
# 青森県の農地の動き

---

# 1 土地利用の状況

## (1) 土地利用面積

平成28年の青森県の面積964,600haのうち、森林が629,800haで全体の65.3%を占めている。農地（田＋普通畑＋樹園地＋牧草地）は152,300haで、全体の15.8%を占めている。



## (2) 耕地面積

平成28年の耕地面積は152,300haで、前年（153,300ha）より1,000ha減少した。地目別では、田（53.0%）、普通畑（22.7%）、樹園地（14.9%）、牧草地（9.5%）の順で構成比が高くなっている。

＜青森県の地目別面積の推移＞

(h a、%)

年次 区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年 (構成比)	増減面積 28年-27年
耕地計	156,400	155,900	154,800	153,300	152,300 (100.0)	▲ 1,000
田	83,400	83,100	82,300	81,200	80,700 (53.0)	▲ 500
畑	73,000	72,800	72,500	72,100	71,600 (47.0)	▲ 500
普通畑	34,600	34,900	34,700	34,500	34,500 (22.7)	0
樹園地	23,200	22,900	22,800	22,700	22,700 (14.9)	0
牧草地	15,200	15,000	15,000	14,900	14,400 (9.5)	▲ 500

(資料：耕地及び作物面積統計)

＜青森県・東北・全国の推移＞

(h a)

年次 区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
青森県	156,500	155,900	154,800	153,300	152,300
東北	854,000	854,200	852,500	848,400	843,200
全国	4,569,000	4,537,000	4,518,000	4,496,000	4,471,000

(資料：耕地及び作物面積統計)

- ・「耕地」とは、農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、畦畔を含む。
  - ・「耕地」は、農地法の「農地」と定義内容は基本的に同じである。
- ※農業センサスでは、「耕作放棄地（過去1年以上作付けせず、今後も作付けする意思のない土地）」は「耕地」には含めないが、農地法では、現在作付けされていない土地でも、耕作しようと思えばいつでも耕作できる土地は「農地」として取り扱っている。

### (3) 耕作放棄地面積

平成27年の青森県のセンサスによる耕作放棄地面積は17,320haで、平成22年(15,212ha)より2,108ha(13.9%)増加した。

これを、土地持ち非農家を除いた農家が所有する農地について見ると、平成27年の耕作放棄地面積は7,977haで、平成22年(7,436ha)より541ha(7.3%)増加した。

<耕作放棄地面積の推移>

(ha)

区分 \ 年次	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
青森県	5,714	7,149	12,315	14,590	15,212	17,320
農家	4,009	4,572	7,137	7,981	7,436	7,977
土地持ち非農家	1,705	2,577	5,178	6,609	7,776	9,342
東北	28,561	40,339	62,299	71,223	76,112	89,568
農家	22,713	30,852	44,058	47,470	46,603	50,554
土地持ち非農家	5,848	9,487	18,241	23,753	29,509	39,013
全国	216,785	244,314	342,789	385,986	395,981	423,064
農家	150,655	161,771	210,019	223,372	214,140	217,933
土地持ち非農家	66,130	82,543	132,770	162,614	181,841	205,132

(資料：農林業センサス)

- ・「耕作放棄地」とは、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地をいう。
- ・「農家」とは、調査期日現在で、経営耕地面積が10アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。
- ・「土地持ち非農家」とは、農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5アール以上所有している世帯をいう。

## (4) 農業振興地域の指定面積

青森県の農業振興地域の指定面積(平成28年2月2日現在:58地域)480,031haのうち、170,096haが農用区域に設定されている。

農業振興地域面積は前年から2,559ha減少し、農用区域面積は前年から63ha増加した。

<青森県の農業振興地域の指定面積>

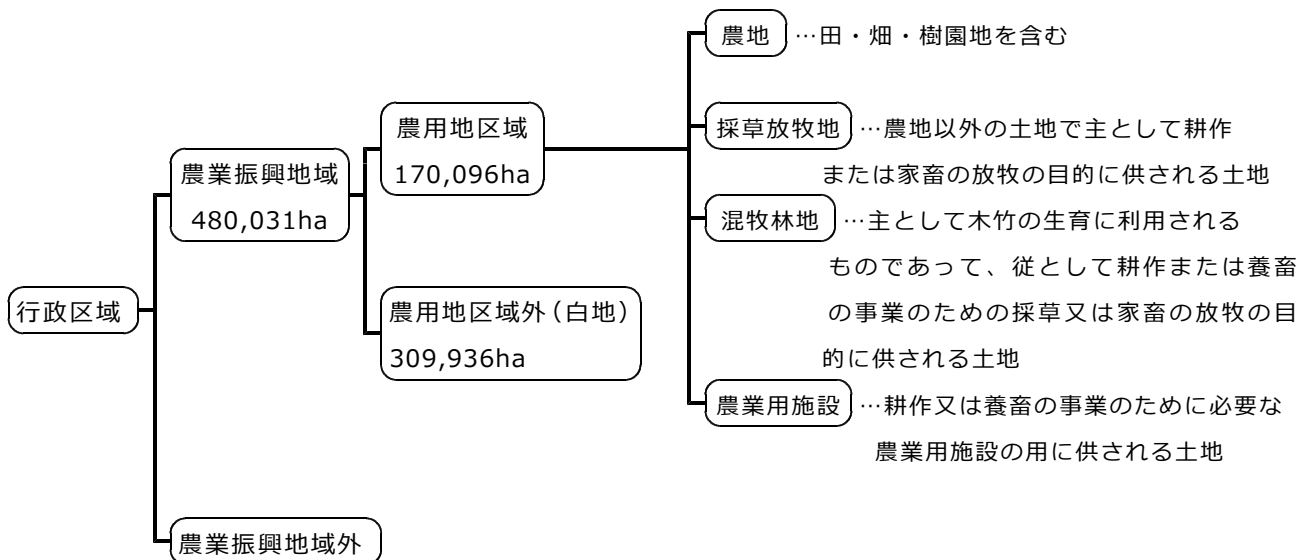
(ha)

区分	総面積	農用地							混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野
		農地				採草放牧地	計				
		田	畑	樹園地	計						
現況	農業振興地域	480,031 (-2,559)	89,821 (322)	39,953 (-453)	25,064 (-797)	154,838 (-928)	11,628 (114)	166,466 (-815)	5,275 (-25)	565 (18)	235,449 (936)
	農用区域	170,096 (63)	81,738 (323)	32,317 (-165)	22,841 (-626)	136,895 (-467)	11,253 (121)	148,148 (-346)	3,376 (-25)	531 (18)	17,465 (-46)
	白地地域 (農用区域外)	309,936 (-2,622)	8,084 (-1)	7,636 (-289)	2,224 (-172)	17,943 (-462)	375 (-7)	18,318 (-469)	1,899 (0)	34 (1)	217,984 (982)
将来構想	農用区域の用途区分	170,096 (63)					150,878 (-233)	13,223 (300)	164,101 (68)	5,451 (-25)	544 (20)

( ) は、前年からの増減値。ラウンドのため数値が一致しない場合がある。

(資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査)

- ・「農業振興地域」とは、農業の健全な発展及び国土資源の合理的利用の見地から、総合的に農業の振興を図るべき地域で、県知事が指定する。
- ・市町村長は、農業振興地域内において農用地として利用すべき土地の区域（農用区域）を定める。



## (5) 水田の整備状況

青森県における平成28年度末の水田面積に対する整備率は84.0%である。大区画水田は年々増加し、平成28年末の大区画水田（50a以上区画）の面積は3,676haである。

＜青森県の水田の整備状況＞

(ha、%)

地域	水田面積	整備済面積	うち大区画 (50a以上)		未整備面積
			面積	(%)	
東青	8,585	6,611 (77.0)	799	(9.3)	1,974 (23.0)
中南	12,006	11,727 (97.7)	550	(4.6)	279 (2.3)
三八	7,614	5,978 (78.5)	281	(3.7)	1,637 (21.5)
西北	28,145	24,061 (85.5)	1,363	(4.8)	4,084 (14.5)
上北	22,692	18,645 (82.2)	510	(2.2)	4,047 (17.8)
下北	1,619	777 (48.0)	172	(10.6)	842 (52.0)
県計	80,700	67,798 (84.0)	3,676	(4.6)	12,862 (15.9)

- 注) 1. ( ) は水田面積に対する整備率  
 2. 整備済面積は、平成26年度までの「東北農政局調べ」面積に、平成27,28年の整備面積を合算したもの  
 3. 水田面積は「作物統計調査」(農林水産省)による  
 4. 四捨五入及び端数処理のため数値の計が一致しない場合がある

(資料：県農村整備課)

＜水田の大区画化の状況＞

(ha)

年度 区分	H2~H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
50a以上 1ha未満	1,679	46	59	54	30	95	1,963
1ha以上	1,569	59	26	1	4	102	1,761
計	3,248	105	85	55	34	197	3,724

注) 上記、「水田の整備状況」とは調査方法が異なるため、数値は一致しない

(資料：県農村整備課)

## 2 農地流動化の動向

### (1) 農地流動化面積と農地流動化率

平成28年の青森県の農地流動化面積は5,161haで、前年（4,890ha）より271ha増加した。

農地流動化率は3.4%で、前年（3.2%）より0.2ポイント増加した。

＜青森県の農地流動化面積と農地流動化率の推移＞ (ha、%)

区分	年次	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年 (構成比)
	農地流動化面積①		4,070	3,842	4,314	4,890
	所有権移転	1,083	971	899	888	959 (18.6)
	賃借権設定	2,987	2,871	3,415	4,002	4,202 (81.4)
耕地面積②		156,500	155,900	154,800	153,300	152,300
農地流動化率①/②		2.6	2.5	2.8	3.2	3.4

(資料：農地の権利移動・借賃等調査)

※詳細は、所有権耕作地（自作地）有償所有権移転 18ページ、賃借権の設定 23ページ

＜東北各県と全国の農地流動化面積の推移＞ (ha、%)

年次 県名	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
青森県	4,521 (2.9)	4,070 (2.6)	3,843 (2.5)	4,314 (2.8)	4,890 (3.2)
岩手県	4,507 (3.0)	3,979 (2.6)	4,721 (3.1)	6,175 (4.1)	7,651 (5.1)
宮城県	4,749 (3.7)	4,442 (3.5)	5,444 (4.2)	5,594 (4.3)	5,863 (4.5)
秋田県	6,542 (4.4)	8,017 (5.3)	8,460 (5.7)	7,796 (5.2)	7,286 (4.9)
山形県	5,272 (4.3)	5,599 (4.6)	6,103 (5.0)	7,222 (5.9)	7,247 (6.0)
福島県	4,680 (3.2)	3,941 (2.7)	4,187 (2.9)	4,447 (3.1)	4,156 (2.9)
東北	30,272 (3.5)	30,048 (3.5)	32,758 (3.9)	35,549 (4.2)	37,118 (4.4)
全国	177,639 (3.9)	181,473 (4.0)	194,313 (4.3)	196,813 (4.4)	208,541 (4.6)

注) ( ) は農地流動化率

(資料：農地の移動と転用)

- ・「農地流動化面積」とは、農地法、農業経営基盤強化促進法(以下、基盤法という。)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、機構法という)の所有権耕作地(自作地)有償所有権移転面積(売買)と賃借権の設定面積(貸借)の合計である。  
農地流動化面積 = 所有権耕作地(自作地)有償所有権移転面積(農地法+基盤法)  
+ 賃借権の設定面積(農地法+基盤法+機構法)
- ・「農地流動化率」とは、耕地面積に対する農地流動化面積の割合である。  
農地流動化率(%) = (農地流動化面積/耕地面積) × 100

## (2) 地目別面積

地目別の農地流動化面積は、田は前年より82ha減少し、畑及び採草放牧地・その他はいずれも前年を上回り、中でも畑は前年比で約3割増加した。

(ha)

年次 地目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	増減面積 28年-27年
田	2,886	2,951	3,322	3,838	3,756	△ 82
畑	1,178	887	833	1,038	1,318	280
採草放牧地、その他	6	5	160	14	87	73
合計	4,069	3,843	4,314	4,889	5,161	272

(資料：農地の権利移動・借賃等調査)

※ 詳細は、所有権耕作地（自作地）有償所有権移転 18ページ、賃借権の設定 23ページ

## (3) 地域別面積・率

地域別にみると、東青・上北・下北地域で農地流動化面積が前年を上回った。

(ha, %)

年次 地域	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	増減面積 28年-27年
東青	456 (3.5)	403 (3.1)	766 (4.6)	592 (4.6)	690 (5.4)	98
中南	549 (1.8)	646 (2.2)	599 (2.8)	849 (2.9)	772 (2.6)	△ 77
西北	1,597 (4.1)	1,618 (4.1)	1,678 (5.2)	2,078 (5.4)	2,060 (5.4)	△ 18
津軽計	2,602 (3.0)	2,667 (3.3)	3,043 (3.2)	3,520 (4.3)	3,522 (4.4)	2
三八	327 (1.4)	282 (1.2)	297 (1.6)	353 (1.6)	308 (1.4)	△ 44
上北	1,115 (2.4)	873 (1.9)	939 (2.0)	916 (2.0)	1,203 (2.7)	286
下北	27 (0.4)	20 (0.3)	36 (1.7)	101 (1.7)	128 (2.2)	27
県南計	1,469 (1.3)	1,175 (2.3)	1,272 (2.0)	1,370 (1.9)	1,639 (2.3)	269
合計	4,071 (2.2)	3,842 (2.9)	4,315 (2.6)	4,890 (3.2)	5,161 (3.4)	271

注) ( ) は農地流動化率

(資料：農地の権利移動・借賃等調査)



## (4) 経営規模階層別面積

平成28年は経営規模階層別の調査を行っていない。

(ha、%)

区分 年次	経営規模階層（個人・農業生産法人）						農業生産法人を 除く法人	総移動 面積	
	その他	1ha未満	1～2ha	2～3ha	3～5ha	5ha以上			
受け手	平成22年	156	139	208	243	434	1,935	202	3,318
	平成23年	100	145	229	273	616	2,822	111	4,297
	平成24年	132	410	204	188	459	2,554	118	4,065
	平成25年	64	165	220	228	472	2,552	136	3,837
	平成26年	222	161	240	214	515	2,535	261	4,151

- 注) 1. 採草放牧地を除く  
 2. 農地中間管理事業法は除く  
 3. ( ) は構成比  
 4. 「その他」とは、不耕作者による権利移動の数値  
 5. 「農業生産法人を除く法人」とは、農地保有合理化法人等による権利移動の数値  
 6. 「総移動面積」とは、所有権耕作地(自作地)有償所有権移転面積と賃借権の設定面積の合計  
 7. 平成27年以降は経営規模階層別の調査を行っていない。

(資料：農地の権利移動・借賃等調査)

※ 詳細は、所有権耕作地（自作地）有償所有権移転 20ページ、賃借権の設定 25ページ

## (5) 認定農業者への集積面積

平成28年は、認定農業者への集積面積の調査を行っていない。

(ha、%、人)

区分 年次	その他	1ha未満	1～3ha	3～5ha	5ha以上	計	シェア	<参考> 認定農業者数
平成24年	54	5	115	335	2,295	2,804	65.3	8,868
平成25年	77	178	105	254	2,084	2,699	66.4	8,797
平成26年	1	10	112	236	2,095	2,454	64.0	9,722
平成27年						2,591	50.2	10,504
平成28年						2,254	46.9	10,004

- 注) 1. 採草放牧地を除く  
 2. 平成26年は農地中間管理事業法を除く  
 3. ( ) は構成比  
 4. 認定農業者数は、各年次の翌年3月末日現在の実数値  
 5. 「その他」とは、不耕作者による権利移動及び農業生産法人以外の法人（農地保有合理化法人等）による権利移動の数値  
 6. シェアは、全農家に対する流動化面積のうち、認定農業者が占める割合  
 7. 平成27年、28年は面積別の調査を行っていないため、階層別部分は空欄としている。

(資料：農地の権利移動・借賃等調査)

※ 詳細は、所有権耕作地（自作地）有償所有権移転 20ページ、賃借権の設定 25ページ

<参考> 農地流動化面積及び農地流動化率等の推移

(単位：ha、%)

区分 年次	耕地面積			農地流動化面積			農地流動化率	農地の転用面積	備考
	田	畑	計(A)	所有権耕作地 (自作地) 有償所有権移転	賃借権の 設定	計(B)			
昭和25年	67,164	57,401	124,565	-	-	-		27.0	農地法施行
28								45.1	
38	86,800	82,650	169,450	-	-	-		337.8	
39	86,900	81,590	168,490	-	-	-		462.1	農振法施行
40	87,600	81,420	169,020	-	-	-		390.6	
41	90,700	81,520	172,220	-	-	-		395.8	
42	92,900	78,140	171,040	2,834.6	59.9	2,894.5	1.7	716.8	
43	95,100	74,630	169,730	2,521.7	80.7	2,602.4	1.5	691.0	
44	98,300	71,890	170,190	2,359.6	80.4	2,440.0	1.4	181.2	
45	99,600	71,400	171,000	2,123.3	41.9	2,165.2	1.3	918.3	
46	98,900	72,600	171,500	2,070.2	152.4	2,222.6	1.3	1,524.0	
47	97,900	73,200	170,900	1,964.9	135.3	2,100.2	1.2	970.4	
48	97,500	74,500	172,000	1,970.8	154.0	2,124.8	1.2	1,208.9	
49	96,500	74,300	170,800	2,184.9	276.0	2,460.9	1.4	869.1	
50	95,300	74,000	169,300	1,988.4	326.7	2,315.1	1.4	659.3	増進法施行
51	96,000	72,400	168,400	2,038.5	730.7	2,769.2	1.6	660.2	
52	96,600	71,200	167,800	1,844.3	504.8	2,349.1	1.4	543.4	
53	96,400	71,300	167,700	1,804.0	541.1	2,345.1	1.4	603.9	
54	95,800	71,100	166,900	1,629.3	1,095.4	2,724.7	1.6	584.3	
55	94,800	71,200	166,000	1,759.6	1,285.4	3,045.0	1.8	635.3	
56	94,100	72,000	166,100	1,697.7	1,399.5	3,097.2	1.9	528.7	
57	93,500	72,700	166,200	1,813.3	1,458.2	3,271.5	2.0	504.3	
58	93,100	72,800	165,900	1,639.3	1,303.6	2,942.9	1.8	455.5	
59	92,800	73,300	166,100	1,754.3	1,338.1	3,092.4	1.9	445.0	
60	92,600	73,800	166,400	1,689.2	1,358.8	3,048.0	1.8	416.5	
61	92,400	74,600	167,000	1,521.4	1,319.7	2,841.1	1.7	367.3	
62	92,200	75,600	167,800	1,331.8	1,452.6	2,784.4	1.7	363.0	
63	92,000	76,500	168,500	1,404.8	1,384.5	2,789.3	1.7	502.8	
平成元年	91,800	76,800	168,600	1,407.8	1,315.8	2,723.6	1.6	504.8	基盤法施行
2	91,500	77,200	168,700	1,137.1	1,632.1	2,769.2	1.6	570.7	
3	91,100	77,300	168,400	1,304.7	1,181.4	2,486.1	1.5	527.6	
4	90,800	77,600	168,400	1,107.0	1,002.5	2,109.5	1.3	424.7	
5	90,500	77,600	168,100	1,035.8	1,110.5	2,146.3	1.3	457.5	
6	90,200	77,200	167,500	1,167.5	1,372.4	2,539.9	1.5	439.6	
7	90,000	76,800	166,700	1,465.2	1,485.9	2,951.1	1.8	503.1	
8	89,600	76,500	166,100	1,469.9	1,466.9	2,936.8	1.8	559.7	
9	89,100	76,300	165,300	1,323.7	1,453.2	2,776.9	1.7	535.9	
10	88,700	75,800	164,500	1,332.5	1,678.2	3,010.7	1.8	519.6	
11	88,300	75,700	163,900	1,147.8	1,781.8	2,929.6	1.8	493.9	
12	87,600	75,200	162,800	1,279.0	1,805.7	3,084.7	1.9	627.8	
13	86,900	74,800	161,700	1,120.9	1,888.4	3,009.3	1.9	446.7	
14	86,300	74,700	161,000	1,138.5	1,518.7	2,657.2	1.7	363.8	
15	85,900	74,400	160,300	1,119.8	2,055.4	3,175.2	2.0	416.3	
16	85,500	74,200	159,700	1,103.0	2,174.3	3,277.3	2.1	374.1	
17	85,100	74,100	159,200	1,020.0	2,004.4	3,024.3	1.9	286.1	
18	84,700	74,000	158,600	1,045.5	2,817.9	3,863.3	2.4	276.4	
19	84,300	73,800	158,100	1,196.6	2,484.7	3,681.3	2.3	305.9	
20	84,000	73,700	157,700	1,175.7	2,234.6	3,410.3	2.2	235.2	機構法施行
21	83,700	73,500	157,200	830.3	1,387.9	2,218.2	1.4	129.8	
22	83,600	73,300	156,800	1,000.0	2,453.5	3,453.5	2.2	215.2	
23	83,500	73,100	156,600	1,010.5	3,510.8	4,521.3	2.9	230.5	
24	83,400	73,000	156,500	1,083.2	2,987.1	4,070.3	2.6	190.4	
25	83,100	72,800	155,900	971.5	2,871.3	3,842.8	2.5	169.7	
26	82,300	72,500	154,800	899.1	3,415.4	4,314.5	2.8	194.3	
27	81,200	72,100	153,300	888.0	4,001.5	4,889.5	3.2	651.3	
28	80,700	71,600	152,300	959.0	4,202.1	5,161.1	3.4	323.8	

(注) 「-」は数値の特定が不能

農地流動化率 = (所有権耕作地(自作地)有償所有権移転面積 + 賃借権の設定面積) / 耕地面積 × 100

資料：「耕地面積」は耕地及び作付面積統計より「農地流動化面積」「農地の転用面積」は農地の権利移動・借賃等調査

### 3 農地の転用状況

#### (1) 農地等の転用面積

平成28年の青森県の農地の転用面積は324haで、前年(651ha)より327ha減少した。

<青森県の農地等転用面積の推移>

(ha)

区分		年次					増減面積 28年-27年
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年 (構成比)	
農地転用面積		190	170	194	651	324 (100)	△ 327
農地法 第4条	許可	14	15	22	15	17 (5.2)	1
	届出	7	8	7	7	5 (1.6)	△ 2
	協議	-	-	-	-	0 (0.0)	
農地法 第5条	許可	65	70	77	55	86 (26.6)	31
	届出	18	18	20	21	21 (6.5)	△ 0
	協議					4 (1.1)	
許可・届出・協議以外		104	87	59	553	191 (59.0)	△ 362

(資料：農地の権利移動・借賃等調査)

※詳細は、31ページ

<東北各県と全国の推移>

(ha)

県名	年次				
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
青森県	230	190	170	194	651
岩手県	204	249	348	288	279
宮城県	248	423	501	635	579
秋田県	100	135	147	123	116
山形県	173	186	185	184	204
福島県	544	355	522	685	485
東北	1,499	1,539	1,873	2,111	2,311
全国	11,281	11,986	13,804	15,113	16,490

(資料：農地の移動と転用)

- ・「農地等の転用」とは、農地を農地以外、採草放牧地を採草放牧地以外にすることである。
- ・「農地の転用制度」は、国土の計画的かつ合理的な土地利用を促進する観点に立って農業及び農業以外の土地利用計画との調整を図りつつ、優良農地を確保することを目的としており、次のような許可制度がとられている。
- ・農地法第4条：権利の設定・移転を伴わない転用行為で農地のみを対象
- ・農地法第5条：権利の設定・移転を伴う転用行為で農地、採草放牧地を対象
  - ①許可：農地を農地以外のものにするための②～④を除く転用
  - ②届出：都市計画法における市街化区域内の転用
  - ③協議：国・県による道路・農業用排水施設等のための転用
  - ④許可・届出・協議以外：地方公共団体等による公共性や公益性のある事業のための転用

## (2) 地目別農地転用面積

地目別では、田が89ha（構成比28%）、畑が235ha（同72%）である。

(ha)

区分 \ 年次	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年 (構成比)	増減面積 28年-27年
転用計	190	170	194	651	324 (100)	△ 327
田	73	71	85	182	89 (28)	△ 92
畑	116	98	110	470	235 (72)	△ 235

(資料：農地の権利移動・借賃等調査)

※ 詳細は、32～34ページ

## (3) 用途別農地転用面積

用途別では、植林（荒廃による非農地判断含む）が138haで最も多く、次いでその他の業務用地92ha、住宅39haとなっている。

(ha)

区分 \ 年次	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
住宅	28	36	26	30	39
工業	0	1	0	0	2
学校	5	0	3	1	0
公園・運動場	0	0	12	0	3
道水路・鉄道	19	22	33	17	11
官公署・病院等公的施設	0	2	4	2	3
商業・サービス等用地	13	8	14	6	7
その他の業務用地 (農林漁業施設、上記用途以外の駐車場・資材置き場、土石採取用地等)	61	61	66	62	92
植林	51	24	19	513	138
その他	12	16	15	20	28
農地転用面積計	190	171	194	651	324

(資料：農地の権利移動・借賃等調査)

※ 詳細は、31ページ

## 4 農地利用の主な施策（構造政策課所管分）

---

### （1）農地流動化推進対策

① 農地中間管理機構事業(国庫：H26～)

担い手への農地の集積や集約化を図り、生産性を向上させるため、農地中間管理機構が行う、分散した農地や耕作放棄地等を借り受けて管理し、認定農業者や集落営農法人などの担い手へ貸し付ける活動を支援する。

② 機構集積支援事業(国庫：H26～)

農業委員会が、農地の利用調整のための相談活動や農地の出し手・受け手の掘り起し活動、耕作放棄地所有者への意思確認などの農地の利用調整活動を行い、担い手への農地の利用集積を促進する。

③ 機構集積協力金交付事業(国庫：H26～)

農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域や農地を貸し付けることにより離農する農業者等に対し、農地の貸付割合や面積に応じて協力金を交付する。

## (2) 耕作放棄地有効利用対策

- ① 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（国庫：H21～29）  
耕作放棄地を借り受けて営農する場合、草刈、伐採、整地等の再生作業や土壌改良、営農定着活動について支援する。
  
- ② 荒廃農地等利活用促進交付金（国庫：H29～33）  
荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する農業者等が行う再生作業、土壌改良、営農定着活動、施設・機械等のリースを総合的に支援する。